

裁判長認印



第3回口頭弁論調書

事件の表示
期日
場所及び公開の有無等

令和6年(ワ)第134号
令和7年1月28日午後2時30分
奈良地方裁判所民事部法廷で公開

裁判長
裁判官
裁判官
裁判所書記官
出頭した当事者等

和田 健
太田 雅之
石丸 貴大
今井 厚志

原告代理人	佐藤真理
原告代理人	清家康男
原告代理人	大河原壽貴
原告代理人	諸富健
原告代理人	愛須勝也
原告代理人	毛利崇
原告代理人	八木和也
原告代理人	佐藤博文
被告奈良市代理人	若林直樹
被告奈良市代理人	小野夏海
被告奈良市及び国指定代理人	西脇伸幸
被告奈良市及び国指定代理人	酒井悠至
被告奈良市及び国指定代理人	岸野友子

被告奈良市及び国指定代理人 前田真一

被告奈良市及び国指定代理人 佐竹信哉

被告国指定代理人 馬場拓磨

被告国指定代理人 川添裕之

指 定 期 日 令和7年3月18日午後2時30分

弁 論 の 要 領 等

原告

1 第5準備書面陳述

2 別紙の2024年12月20日付け異議申立書の要旨のとおり意見陳述
標題について、「2024年12月20日付け」とあるのを「2024年1
2月19日付け」と訂正する。

2頁7行に「最大限追及する」とあるのを「最大限追求する」と訂正する。

3 令和7年3月11日までに、下記事項を記載した準備書面を提出する。

- (1) 原告の主張の整理
- (2) 自衛隊地方協力本部と地方自治体との関係
- (3) 未成年者への求人活動が禁止されていること

被告奈良市指定代理人酒井悠至

1 第2準備書面陳述

2 別紙の被告奈良市の意見陳述の要旨のとおり意見陳述

3 令和7年2月28日までに、原告第5準備書面への反論及び求釈明書（令和
7年1月14日付け）への回答を記載した準備書面を提出する。

被告国指定代理人酒井悠至

1 第2準備書面陳述

2 令和7年2月28日までに、原告第5準備書面への反論及び求釈明書（令和
7年1月14日付け）への回答を記載した準備書面を提出する。

裁判長

- 1 本件進行協議を受命裁判官に行わせる。
- 2 本件進行協議を行う受命裁判官として、裁判官和田健及び同石丸貴大を指定する。

証拠関係別紙のとおり

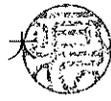
裁判所書記官 今井厚志 

本件進行協議期日を、令和7年3月11日午前10時00分と指定する。

令和7年1月28日

奈良地方裁判所民事部

受命裁判官 和田 健 

受命裁判官 石丸 貴大 

即日当事者各代理人に口頭で通知済み 

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告
被告 奈良市、国

2024年12月20日付け異議申立書の要旨

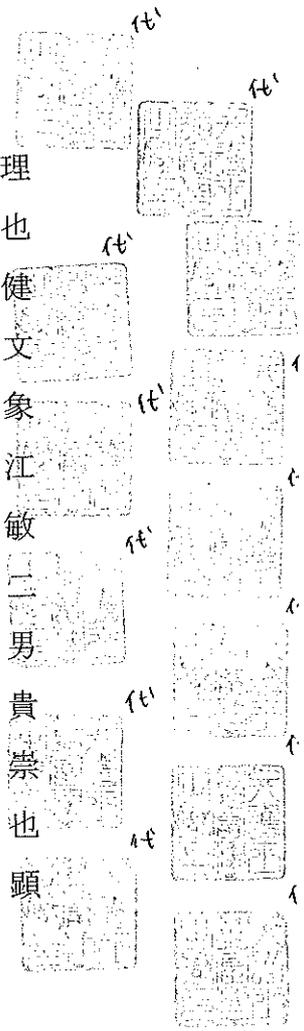
2025年1月28日

奈良地方裁判所民事部 合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士	佐藤	真
弁護士	愛須	勝
弁護士	諸富	
弁護士	佐藤	博
弁護士	小野寺	義
弁護士	岸	松
弁護士	種田	和
弁護士	中谷	雄
弁護士	清家	康
弁護士	大河原	壽
弁護士	毛利	
弁護士	八木	和
弁護士	井	下

理也
健文
象江
敏二
男貴
崇也
顕



第1 被告国と被告奈良市は利害相反の関係にある

1 被告国と被告奈良市は、独立した法人格である。そして、被告奈良市を含む地方自治体が被告国とは異なった利益を有していることは、憲法第92条が「地方自治の本旨」を明記していることから明らかである。

すなわち、国に従属していた明治憲法下の地方公共団体とは異なり、日本国憲法下の地方公共団体は、団体自治、住民自治の考え方の下、その地域に居住する住民の利益を最大限追及することを任務としている。この任務と被告国との利益が必ずしも一致しないため、憲法は、わざわざ「第8章 地方自治」という章を設け、地方自治体の国からの独立を謳っているのである。

2 また、本件訴訟では、被告国の利益のために、被告奈良市が守るべき原告の個人情報、プライバシーという人権が侵害されてもよいのかということが問われている。国から独立した存在として住民の利益を守るべき地方自治体の個人情報の取り扱い方が問題になっており、地方公共団体の独立性こそが本件訴訟の基礎にあるといえる。

だからこそ、被告奈良市が被告国に対して、本件訴訟に必要な限度で原告の生年月日や住所に関するデータを提供することについて、原告の同意が必要であったし、また、被告奈良市の情報を得るためには、被告奈良市の同意が必要であると被告国代理人も述べていたのである。

3 被告奈良市は、その有する情報のうち被告国が本件訴訟追行に必要とする情報を、原告を含む奈良市民の利益を考慮せずに被告国に開示・提供することはできないのであり、この点において、被告国と被告奈良市は利害相反の関係にあることは明らかである。

第2 7名の指定代理人に対して有効な授権はなされていない

1 地方自治法第96条第1項は、普通地方公共団体の議会が議決すべき事件について定めている。その中で、地方公共団体が不利益を被る可能性のある事項や地方公共団体が義務を負担する事項を議決事件として定めている（第6号、第8号、第9号、第10号など）。

地方公共団体の受ける不利益や負担は、ひいては住民の不利益や負担と

なるため、多様な住民の意見を代表している議会において、その是非を議論することが求められているのである。

- 2 権限法第7条は、「地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。」と定めているが、「（法務大臣）所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせること」が地方公共団体の利益に反し、地方公共団体が不利益を被る可能性がある場合には、地方自治法第96条1項各号の趣旨から考えて、権限法第7条に定める手続きをするために議会の議決が必要である。
- 3 しかし、本件において、奈良市議会が権限法第7条に定める手続きをするために議決をしたという事実はない。

従って、7名の指定代理人に対して有効な授権はなされていないのである。

- 4 また、同様の理由により、7名の指定代理人の行った無効な訴訟行為（民法第108条第1項類推）に対し、議会の議決無く有効な「許諾」（同項但書）をすることもできない。

第3 まとめ

以上から、被告奈良市準備書面（1）記載の7名の指定代理人が、被告奈良市の代理人として有効な訴訟行為を行えないことは明白である。

以上

被告奈良市の意見陳述の要旨

1 原告は、法務局職員らが被告奈良市の指定代理人を兼務することについて、被告奈良市と被告国との間に「利害相反の関係」がある旨主張する。

しかし、本件訴訟においては、被告奈良市・被告国いずれとの関係でも争点が共通しており、かつ、争点に対する被告奈良市・被告国の各主張は対立していない。

したがって、原告の上記主張は、その前提を欠き理由がない。

なお、原告は、異議申立書において、被告奈良市と被告国との間に「利害相反の関係」がある理由として、被告国の指定代理人が、第2回弁論期日において、被告奈良市の同意がなければ被告奈良市の保有する情報が得られないかのように述べていたことや、裁判所の訴訟指揮に基づき、原告において、被告奈良市が被告国に対して本件訴訟に必要な限度で原告の生年月日や住所に関するデータを提供することに同意することとしたことを挙げるが、これらは、被告国が、本件個人4情報に原告のそれが含まれていたか否かについて認否するために採った措置であり、この点においても原告の主張は理由がない。

2 また、原告は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条は、本件のように国と地方自治体とが相被告となった場合に、同一人が双方の指定代理人を兼務することを予定していない旨主張する。

しかし、同条1項の請求があった場合に法務大臣が国の利害を考慮して所部の職員でその指定するものにその訴訟を行わせるか否かの判断については、法務大臣の自由裁量に委ねられている（大阪高裁昭和43年10月31日）。

また、国と地方公共団体とが相被告となる訴訟においても、「国の利害を考慮して必要があると認めるとき」には国の指定代理人と同一の者をもって地方公共団体の指定代理人とすることも予定されており、実際にも相被告となる国及び地方公共団体双方の指定代理人を同一の者が務める事例は多く存在する。

したがって、原告の上記主張も理由がない。

甲 号証)

書 証 目 録

(原告 提出分)

(この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)

提 出		陳 述			備 考
期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
第 1 回 弁 論	証拠説明書(6.3.29付け)のとおり	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
第 2 回 弁 論 準備的弁論 弁論準備	証拠説明書 (6.10.7付け) のとおり	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
第 3 回 弁 論 準備的弁論 弁論準備	証拠説明書 (6.12.9付け) のとおり	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
第 回 弁 論 準備的弁論 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
第 回 弁 論 準備的弁論 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
第 回 弁 論 準備的弁論 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			

該当する事項の□にレを付する。

(丙号証)

書 証 目 録

(被告国 提出分)

(この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)

期 日	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
第 2 回 弁 論		証拠説明書 (6. 9. 30 付け) のとおり	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
第 3 回 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		証拠説明書 (6. 11. 29 付け) のとおり	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			

該当する事項の□にレを付する。